報 告 令和5年11月22日 保 健 福 祉 局 障 害 福 祉 企 画 課

### 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり に関する条例(通称:障害者差別解消条例)の一部改正について (パブリックコメントの実施結果)

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例(通称:障害者差別解消条例)の一部改正について、このたび、パブリックコメントを実施いたしましたので、その結果についてご報告します。

#### 1 意見募集期間

令和5年10月13日(金)から令和5年11月13日(月) (32日間)

#### 2 意見提出状況

(1)提出者

5名(電子メール:3名、電子申請:2名)

(2)提出意見数

7件

(3) 意見の内訳

	項目	件数
1	事業者による合理的配慮の提供の義務化に関するもの	1
2	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策	1
	推進法の内容から条例に反映すべき事項に関するもの	1
3	その他	5

#### 3 「条例の一部改正の内容」への反映状況等

	分  類	件数
ア	追加・修正あり	0
イ	追加・修正なし	2
ウ	その他(一部改正内容や現行条例に規定済み、 今後の施策や取組みの参考とする など)	5

## 「条例の一部改正の内容」に対する意見の概要と 北九州市の考え方

#### 【意見の反映結果】

- ア 追加・修正あり
- イ 追加・修正なし
- ウ その他(一部改正内容や現行条例に規定済み、
  - 今後の施策や取組みの参考とする など)

### 1 事業者による合理的配慮の提供の義務化に関するもの(1件)

No	意見	北九州市の考え方	反映 結果
1	条例の第7条(不当な差別的取扱いの禁止)と第8条(市及び事業者が行う合理的配慮)を並べて見た場合、第8条の合理的配慮に関する規定が簡潔すぎる気がします。 障害者差別解消法にお務化されたことに伴い、第7条の差別的配慮が義務化でも規定に合わせて、第8条の合理的配慮に関する規定も福祉・教育・施設交通・不動産といった分野でとに合理的配慮の規定を設けてもよいのではないでしょうか。	合理的配慮の提供方法につきま況 につきまでは、 には、障害のあるとと、 をは、質し、なりののでは、 には、はののでは、 には、はののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののできます。 ののできない。 ののできます。 ののできない。 ののでできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののでできない。 ののででない。 ののででない。 ののででない。 ののででない。 ののででない。 ののででない。 ののででない。 ののででない。 ののででない。 ののででない。 ののででない。 ののででない。 ののででない。 ののででない。 ののででない。 ののででない。 ののでない。	7

# 2 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の内容から条例に反映 すべき事項に関するもの(1件)

No	意見	北九州市の考え方	反映 結果
2	障害者情報アクセシビリティ・コ本生活を条例の基本理念に追加するに対応が変わるのでしょうのように対応が変わるのであるといったが応が変わるのでは、メージリティ、聴覚になって様々では、アクセンビリスは、中ででは、アクセンビリティででは、中ででは、中ででは、中ででは、中ののでは、アクでは、中ののでは、アクでは、中ののでは、アクでは、中ののででは、中ののでは、中ののでは、中ののでは、中ののでは、中ののでは、中ののでは、中ののでは、中ののでは、中ののでは、中ののでは、中ののでは、中ののでは、中ののでは、中ののでは、中のののでは、中のののでは、中のののでは、中のののでは、中のののでは、中のののでは、中のののでは、中のののでは、中のののでは、中のののでは、中のののでは、中のののでは、中のののでは、中のののでは、中のののでは、中のののでは、中ののでは、中ののでは、中のでは、中	障害者情報アクセン に対している では できます できます できます できます できます できます できます できます	ウ

# 3 その他 (5件)

No	意見	北九州市の考え方	反映 結果
3	「環境の整備」の内容について、また、「環境の整備」と「合理的配慮」の違いについて、市民や事業者の理解を促進させるため、今後、パンフレット等を作成する際に、イラストなどを取り入れ、分かりやすく説明されると思いますが、視覚障害のある私達にとっては、その情報について適切な説明がないと分かりません。どのような形で情報保障を行うのかお聞きします。	視覚障害のある人に対しては、ホームページでの周知やパンフレット等の広報物を作成する際に、音声コードや音声読み上げに対応したテキストデータを活用し、イラストの内容を具体的に説明するなどし、情報の保障を行ってまいります。	ウ
4	北九州市「障害者差別解消条例」 の一部改正、法律の改正に伴う北九 州市の早い対応に感謝します。コロ ナ感染症により、進みつつあった共 生社会が少し後退したように感じて いるときに、とても嬉しい条例改正 です。	令和3年5月に法が改正され、事業者による合理的配慮の提供の義務化などが定められました。法改正を受け、北九州市の条例につきましても、法の改正内容等を踏まえた改正を行い、改正法の施行日である令和6年4月1日の施行を目指して、改正作業を進めてまいります。	ウ
5	法律や条例の改正が一般市民の皆さんに周知されていない気がします。是非、市として啓発に力を入れていただければと感じます。市の条例は沢山あるので、埋もれてしまうことや、この条例だけに力を入れられない現状は理解しますが、誰もが住みやすい北九州市を作るために「子ども」の政策と併せて周知・啓発に取り組んでいただければと思います。できれば令和6年度に全市的な大きな啓発をしてください。	啓発活動の推進については、条例 第21条におび障害のある人に、事業者及び障害のある人に、事業者に、 下事業者と対障害のある人に、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	ウ

No	意見	北九州市の考え方	反映 結果
6	労働施策総合推進法の改正により パワハラの防止が企業に対して義務 化されていますが、聴覚障害などを で対し、電話にとびでは、現状が出ることでは、 る事案が起きるなりでは、の防止がは、 ではなど、の防止がが、のこれは、 では、ないません。これないでは、 では、 のからだと思いないが、 では、 のからだと思いないが、 では、 のからなが、 では、 のからなが、 では、 のからなが、 では、 のからなが、 では、 のからなが、 では、 のからなが、 では、 のからなが、 では、 のからなが、 では、 のののののののののののののののののののでは、 ののののののののののの	障害の有無に関わらず、従業員の 方に対して行われる、職場における パワーハラスメント対策について は、ご意見にも頂いております「労 働施策総合推進法」において規定さ れております。 条例を改正し、同法の条文を追加 することは検討しておりませんが、 関係機関と協力し、職場における障 害特性の理解を深め、パワハラの防 止などに取り組んでまいります。	7
7	条例中の、不当な差別的取扱いの 例外規定で定められている「その他 の合理的な理由があるとき」という 条文は、景気後退など社会情勢の変 化により、事業者による解釈に揺ら ぎが出てしまい、事業者にとって一 方的に都合の良いものにならないか と不安を感じます。	不当な差別的取扱いの例外規定に つきましては、事業者等による正し い解釈が促進されるよう、パンフレ ットの配布や商工会議所を通じた研 修の実施、SNS等を活用した周知 啓発に取り組んでまいります。	ウ